

## 社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯

### ○ 平成19年4月5日 「IT新改革戦略 政策パッケージ」（IT戦略本部）（抜粋）

（ア）国民の健康情報を大切に活用する情報基盤の実現

#### 実現のための方策

・・・希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための「健康ITカード（仮称）」の導入について2007年度中に検討し、結論を得る。

### ○ 平成19年5月15日 「医療・介護の質向上・効率化プログラム」

16. 健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討

#### 【目標・指標】

- ・平成19年中を目途に、健康ITカード（仮称）の導入に向けた検討を行い、結論を出す。

#### 【政策手段】

- 平成19年中を目途に、下記の事項について検討を行う。
  - ・ 社会保障分野全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり
  - ・ 個人情報の保護
  - ・ 社会保障番号（仮称）の付番方法、カードへの登載方法、費用分担
  - ・ 費用対効果

### ○ 平成19年6月19日 「基本方針2007」（閣議決定）（抜粋）

4. 質の高い社会保障サービスの構築

(2) 年金

- ・ コンピュータシステムの刷新や新たな年金記録管理システムの構築を図る。

(3) 社会保障の情報化の推進

- ・ 個人が自分の健康情報、年金や医療等の給付と負担等の情報を簡単にオンライン等で入手・管理できるとともに、社会保障に関する手続を安全かつ簡単に行うことができる仕組みの構築を目指す。このため、「電子私書箱」（仮称）を検討し、平成22年頃のサービス開始を目指すとともに、「健康ITカード」（仮称）の導入に向けた検討を行い、平成19年内を目途に結論を得る。これらについては、密接な連携をとって一体的な推進を図ることとし、平成19年度内に、個人情報の保護等に留意しつつ、全体的な基本構想を作成する。

○ 平成19年7月5日

「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(政府・与党)  
(抜粋)

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

2. 「社会保障カード」(仮称)の導入【平成23年度中を目途】

銀行通帳のような方式ではなく、個人情報保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティ確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入する。

また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はもとより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。

また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

○ 平成19年7月26日 「重点計画-2007」(IT戦略本部)(抜粋)

イ) 社会保障カード(仮称)の推進(厚生労働省)

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード(仮称)」を2011年度中を目途に導入することを目指す。その際、電子私書箱(仮称)の検討(後掲Ⅱ.2.2参照)と連携しつつ、希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための仕組みの導入に向け、システム基本構想等について検討を行い、2007年内を目途に結論を得る。